

相続税納付は相続人全員の連帯責任

相続人の一人が相続税を支払わなかった為、他の相続人の財産が差し押えに！

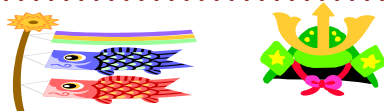
R.F.C

リスク・カウンセラー & ファイナンシャル・カウンセラー

Information Report

2004.05.10 Vol.2004-05

【ちよっと歳時記】
 高い柱の天辺では、初夏の風にカラカラと音をたてて勢いよく矢車が回り、豊満な腹をなびかせる色とりどりの鯉のぼりが気持ちよさそうに青空に泳いでいる。そんな光景も都内ではなかなか見ることができなくなった。この時期、仕事で郊外へ出かけたときに畑のはるか先にある農家の庭に、横にのびのびと泳いでいる鯉のぼりを見つけたとき、親の目を盗んで「鑑飾り」の小さな兜をかぶり、太刀を腰に差し遊んでいた幼年期の自分を思い出す。(細野)



学資の支払いは大丈夫？

大手企業の倒産は落ち着いてきたようだが、まだまだ中小企業の倒産や個人の破産申立は減ることがない。親が苦労していても子供だけは何とか良い学校へ行かせたいと思うのは誰もが共通の願望であるが、親のリストラや、事業経営の倒産などにより高校の3年間を無事に卒業させてあげられるかさえ危ぶまれるような事態があることは大

きな問題である。子供に勉強意欲があっても学費が支払えない状態になっただけでは悔やみなくても悔やみきれない。親の責任として、せめて授業料だけは支払えるようになりスク管理が必要なのではないだろうか。
 親が交通事故で働けなくなったり、倒産やリストラで収入が減ってしまったときに、保険で賄えるようにしておくことをおすすめしたい。



兄の相続税未納付により不動産の差し押え通知が届く

父親が亡くなって十数年過ぎたある日、国税庁から相続税の未納による差し押えの特別送達の手紙が届いた。手紙の内容は、長男が相続税を長期間未納のまま放置していたため、父親から相続した自分名義の土地が差し押えになったことが分かった。
 何故？私の財産が・・・と、その理由がすぐには理解できず、生前、父親が信頼していた税理士に相談に行つてその理由がやっと理解できたのだ。

長男は延納を選択 三人姉妹は物納を選択する

年号が平成に変わって間もない頃、千葉市郊外の数ヶ所に土地を所有していたA氏が亡くなり相続が発生した。20億円を超える相続財産は子供4人が相続することになった。4人のうち長男を除く3人の姉妹は直ちに物納の手続きをとり相続税を完納した。
 しかし、問題の長男は延納手続きをした後、相続した土地の一部を売却したりして少しずつ納税していた。母屋だけは、先祖から代々受け継いだ土地であるし売却せず

に残したいと考えて、友人の薦めで近くの銀行に相談し土地の有効活用をしたいと考えているようになっていた。
 父がお世話になっていた会計事務所にご相談しようかと考えていたが、銀行の支店長が税理士まで紹介してくれたので、銀行の進める有効活用の関係手続きは全てお任せすることにした。

売却した土地の譲渡所得には当然のことながら税金が発生するが、それは銀行が融資してくれると言つし、何の心配もなしに土地を売却したお金のほとんどを相続税の納税資金(十年間の延納のため少額)に充当した。
 その後、銀行の支店長が証券会社の支店長と同行来訪し、土地を担保提供すれば明日にでも融資をするから・・・と、トントン拍子に融資の話が進み2億円の借入をして初めて経験する株の運用に手を出すことになった。

融資のための担保枠は相続した土地で十分すぎるまであったことから、支店長は頻りに訪ねて来る。次に連れてきたのは、銀行と同じロゴマークの建設会社だった。駐車場にしていた遊休地にマンションを建設することを勧められた。その関連大手企業の社員寮にしたので・・・と、10年間の一括借上げの賃貸借契約を提示された。10年間は賃料で返済すればいいのだから何も心配することはないというのだ。これも初めての経験だったが、マンション

バブル崩壊で債務超過に！

それから間もなくバブルが崩壊し株価が急落。銀行は融資した2億円をすぐにでも返済してほしいとせつづいてくる。
 新たに転任してきた銀行支店長に買収人を紹介され、あれよあれよという間に担保提供していた土地を売却することになった。2億円に売れるどころか1億円がやっとだった。この時また悲劇の原因が発生したのだ。売却したときの金員は僅かな諸経費を除き、残りの全てを銀行が回収してしまつたのだ。この時も、土地売却により発生した所得税を支払う余裕がなくなつてしまった。

実は、土地運用をやつて資産運用をしているつもりが、きちんと相続税の納税資金調達の間取りができないまま、ドンドン資産の目減りをしてしまつていたので、いつの間にか2億円以上の債務超過になつてしまつていたのだ。僅か6年間ぐらいの出来事だった。
 こうして債務超過となつてしまったことで、長男は所得税ばかりか相続税の納付もできず、未納のままに放置していた。
 やがて、相続税の催告書が頻りに送達さ

見えない抵当権がある！？ 相続税の連帯納付義務

相続税の共同相続人は、相互保証的連帯責任があります。
 不動産売却による譲渡所得税の納税責任はその本人が負うものですが、相続税は相続の発生により確定した相続税の納付責任は、共同相続人(相続放棄した者を除く)全員になります。相続財産をいかに分割相続しようとも相続財産全体にかかると相続税額を共同責任で完納しなければなら

いわけで、その内の一人が破産やなどで未納となつてしまつた相続税は連帯責任の原則により他の共同相続人が負担して納付しなければならぬのだ。
 相続税を延納納付する場合、完納される最後まで税理士が見届けることは至って困難なことだが、相続人の資産を鑑みて別途確約書により相続人の自己責任を確認をししておくことを提言したい。

きな問題である。子供に勉強意欲があつても学費が支払えない状態になっただけでは悔やみなくても悔やみきれない。親の責任として、せめて授業料だけは支払えるようになりスク管理が必要なのではないだろうか。
 親が交通事故で働けなくなったり、倒産やリストラで収入が減ってしまったときに、保険で賄えるようにしておくことをおすすめしたい。

